

静岡市告示第 480 号

静岡市税条例（平成15年条例第102号）第8条第1項の規定により、令和6年静岡市告示第30号において別に告示で定めることとされている期日は、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和 6 年 6 月 8 日

静岡市長 難波 喬 司



指 定 地 域
富山県、石川県